大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区総務・防災課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 20 年 8 月 20 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 清水狐ケ崎ショッピングセンター 静岡市清水区上原一丁目 206 番、307 番、327 番の 1、333 番の 1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 静岡鉄道株式会社 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号 代表取締役 酒井 公夫
- 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
開店時刻	9:00	9:00 (年間 10 日 (お盆及び年末年始) は8:00)
駐車場を利用できる時間帯	8:30~23:30	8:30~23:30
		(年間 10 日 (お盆及び年末年始) は 7:30~23:30)

- 4 変更年月日 平成 20 年 8 月 12 日
- 5 届出年月日 平成 20 年 8 月 11 日